

務	00	01	1年
(令和7年3月末まで保存)			
(令和5年10月末まで有効)			

生 企 第 1 6 1 号
令 和 5 年 9 月 1 5 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

秋の「安全・安心まちづくり旬間」の実施について

「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」（以下「推進条例」という。）に基づく秋の「安全・安心まちづくり旬間」（以下「旬間」という。）について、下記のとおり旬間期間中の活動重点を定め、各種対策を推進することとしたので、推進条例の目的が実現されるよう、関係機関・団体と緊密な連携を図り、各種犯罪の抑止対策を集中的に推進されたい。

記

1 目的

推進条例では、地域社会における犯罪抑止のための自主的な活動及び犯罪抑止に配慮した生活環境の整備により、県民と行政、警察、事業者その他の団体等が連携し、継続的に犯罪抑止活動に取り組んでいくこととしており、広く「安全・安心まちづくり」についての関心と理解を深めるため、春季及び秋季に旬間を設定している。この旬間では、防犯協会を始めとする地域安全に資する関係機関・団体と県、警察が緊密に連携し、地域の安全につながる活動を更に強化するとともに、相互の連携を一層強化することにより、活動の効果を最大限に上げて一層の浸透と定着を図り、又、県民の自主防犯意識の向上を図ることにより、安心して暮らせる地域社会の実現を目指すことを目的とする。

2 期間

令和5年10月11日（水）から10月20日（金）までの10日間

3 活動重点及び選定理由

(1) 特殊詐欺の被害防止

本年8月末現在の、特殊詐欺の認知件数は62件（前年同期比+40件）、被害金額は約1億8,430万円（前年同期比約+1億3,450万円）と認知件数、被害金額ともに前年同期より大幅に増加し、県内各地において特殊詐欺に発展するおそれのある不審電話や不審メール等が多数確認されており、被害防止が喫緊の課題である。

特殊詐欺被害を防止するためには、県民の抵抗力の強化に向けた防犯指導・広

報啓発等官民一体となった各種被害防止対策を推進する必要がある。

(2) 子供と女性の犯罪被害防止

本年8月末現在の、声掛けやつきまとい等の子供や女性が被害者となる犯罪の前兆事案の認知件数は323件（前年同期比－39件）と前年同期より減少しているが、子供や女性を狙った犯罪は、ひとたび発生すれば被害者や家族の心身に深刻な影響を及ぼすのみならず、地域社会に著しい不安を生じさせる。

子供と女性の犯罪被害の防止は、警察のみで達成できるものではなく、地域住民、防犯ボランティア団体、自治体等と連携した取組が重要であり、これらの連携をさらに強化する必要がある。

(3) 鍵掛けの励行による窃盗被害防止

本年8月末現在の、自転車盗の認知件数は402件（前年同期比＋214件）、車上ねらいの認知件数は128件（前年同期比－1件）、侵入窃盗の認知状況は203件（前年同期比＋39件）であり、これらのうち無施錠での被害は自転車盗が325件、車上ねらいが114件、侵入窃盗が125件と7割以上を占めている。

これらの手口は、鍵掛けの促進を図ることにより被害防止が期待でき、特に侵入窃盗に関しては、常習犯による連続発生や強盗等の重要犯罪に発展する危険性が高く、県民の体感治安に及ぼす影響も極めて大きいことから、鍵掛けの徹底を周知する必要がある。

(4) 万引き防止

本年8月末現在の万引きの認知件数は452件（前年同期比＋46件）と前年同期より増加、刑法犯認知件数（3,065件、前年同期比＋934件）に占める割合は約15パーセントと依然として高い。

特に、検挙人員のうち65歳以上の高齢者が5割以上を占め、高齢者の規範意識の低下が懸念される。

よって、全県的に「万引きをさせない社会づくり」を推進するとともに、高齢者による万引きの抑止を図る必要がある。

4 実施要領

活動重点の実施要領は、別途指示する。

5 実施上の留意事項

(1) 犯罪実態の分析結果に基づく選択と集中による実効ある取組の推進

旬間の目的を達成するため、前例踏襲にとらわれた取組に終始することなく、管内の犯罪実態の分析結果に基づき「選択と集中」により真に効果の上がる対策を推進すること。

(2) 関係機関・団体等と連携した安全・安心なまちづくりの推進

自治体、学校・教育委員会、その他の関係機関のほか、防犯ボランティア団体等との連携を密にして、住宅、道路、公園、駐車場、駐輪場等の防犯性能の向上を図るなど、安全・安心まちづくりの推進に努めること。

また、大学生等の若い世代や現役世代の防犯ボランティア団体等に対しては、活動への積極的な参画を呼びかけ、活動の活性化と参加促進を図ること。

(3) 広報活動の推進

報道機関に対する広報に当たっては、活動を行う関係機関・団体、防犯ボランティア団体等を明示して具体的な活動状況を発信し、地域住民の防犯意識の高揚と活動の周知を図るとともに、防犯ボランティア団体の士気高揚と防犯ボランティア活動への参加促進につなげること。

(4) 受傷事故防止への配慮

防犯ボランティア団体等が街頭において活動を行う際は、防犯ベスト、帽子等を装着し、防犯ボランティア活動中であることを明示すること等について、事前に教養するなど、受傷事故防止に十分配慮させること。

特に夜間における活動については、照明器具、反射材等を携行させること。

(5) 新型コロナウイルス感染症防止対策

現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、街頭活動や各種イベントの必要性や内容を十分に検討し、実施する場合は、マスクの着用や消毒の徹底等感染防止のための必要な準備を確実にを行い感染防止対策に万全を期すこと。

6 報告

(1) 各警察署における旬間中の推進大会や各種取組の実施結果については、別添様式により10月31日（火）までに、下記担当宛にメールで報告すること。

(2) 旬間中の好事例、効果のあった事例については、その都度申報すること。

7 その他

(1) 本旬間の期間は、推進条例制定時に「全国地域安全運動」に合わせて実施することとしたものであり、本年も同期間「令和5年全国地域安全運動」が全国的に実施される予定である。

(2) 本旬間初日の10月11日（水）、青森市所在のリンクモア平安閣市民ホールにおいて

「安全・安心まちづくり青森県民大会」（青森県等と共催）を開催する予定であり、詳細については別途指示する。

(3) 各種認知状況等については、別添の資料を参考とされたい。

なお、各種数値については、暫定値であることを申し添える。

担当：生活安全企画課
犯罪抑止対策係

※ 別添様式は省略